

〔事案 25-134〕 契約解除取消請求等

・平成 26 年 5 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から告知不要と言われたので告知しなかったが、告知義務違反により解除されたことを理由に、解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 2 月に契約した医療保険について、同年 10 月に子宮頸がんと診断されて子宮全摘術を受けたので給付金を請求したところ、平成 19 年から平成 23 年まで定期的に子宮検査を受け、経過観察や精密検査が必要とされていたことの不告知を理由に契約を解除された。

以下の理由により、解除を取り消してほしい。

- (1) 募集人には子宮がん検診の受診状況を告げていた。
- (2) 別契約（学資保険）の加入時には告知補足書を記入したが、本契約の加入時には、募集人から「告知補足書は別契約のものがあるのでもう書かなくて良い」と言われた。
- (3) 告知書の記入時、子宮頸部細胞診の実際の結果はクラスⅡないしⅢであるのに、募集人からクラスⅠとⅡと書くように言われ、そのとおりに記載した。
- (4) 3 ヶ月おきに子宮がん検診の受診の事実を募集人に告げていたのに、募集人からは精密検査・経過観察の有無の確認がなかった。それが重要なのであれば確認すべきである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約申込みにあたり、申立人から子宮がん検診の受診は聞いていたものの、その詳細および精密検査や経過観察の指示を受けた事実までは聞いていない。
- (2) 告知にあたっては、告知書の記入にあたっての説明文書を手渡し、ありのままを記載するよう伝え、募集人が告知項目を読み上げ、申立人自身が告知している。
- (3) 申立人は別契約の加入時にも、子宮がん検診の結果について過小に告知している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 以下のとおり、申立人に告知義務違反があったことは明らかである。
 - (1) 本契約の告知書の、最近 3 ヶ月以内の医師の診察・検査・治療・投薬の有無を問う質問項目に対して、申立人は「はい」と回答し、その詳細記入欄で「健康管理のために子宮がん検診を受け、特に問題はない」と記載しているが、実際には告知日から 3 ヶ月以内の細胞診検査で、経過観察が指示されている。
 - (2) また、過去 2 年以内の健康診断等による異常（要経過観察・要再検査・要精密検査・要治療を含む）の指摘の有無を問う質問項目に対して、申立人は「はい」と回答し、同様に詳細記入欄では子宮がん検診のこのみ記載しているが、(1)と同様に、2 年以内の細胞診検査において要経過観察や要精密検査との診断を受けている。

(3) 申立人が受けた細胞診検査は、告知日の2ヶ月前まで継続しており、告知書記入時に少し注意すれば容易に思い浮かべることができた事実であるので、誤った告知をしたことについて、申立人には少なくとも重大な過失があった。

2. 以下のとおり、募集人に告知妨害ないし不告知教唆があったと認めることはできない。

(1) 申立人および募集人の事情聴取の結果、本契約の告知書作成時の状況に関する両者の供述は大きく対立しており、この点に関する客観的証拠は告知書および告知補足書のみである。

(2) 申立人は「募集人に、医師からいつガンになってもおかしくないと言われていたと告げた」「募集人が記載内容を誘導した」等と述べているが、これを認める証拠はない。